

# 宮城県森林審議会森林保護部会

日 時：令和3年12月16日（木）

午前10時から午前11時30分まで

場 所：宮城県行政庁舎4階 庁議室

## 次 第

1 開 会

2 挨拶

3 審議事項

(1) 宮城県防除実施基準の変更（案）について

(2) 令和4年度農林水産大臣命令の区域（案）について

4 情報提供

県内の松くい虫防除の取組とその他森林病虫害被害の現状について

5 その他

6 閉 会



# 宮城県森林審議会森林保護部会 出席者名簿

令和3年12月16日

	氏名	役職名	備考
委員	齋 清志	宮城県町村会副会長（大河原町長）	（欠席）
	佐藤 久一郎	宮城県林業振興会会長 宮城県林業経営者協会会長	部会長
	清水 俊二	東北森林管理局仙台森林管理署署長	
	高橋 直子	株式会社伝統建築研究所代表取締役	
	鳥羽 妙	尚綱学院大学環境構想学科准教授	
事務局	大信田 知英	宮城県水産林政部森林整備課長	
	鞠古 俊洋	宮城県水産林政部森林整備課 副参事兼総括課長補佐	
	大類 清和	同 総括課長補佐	
	辻 龍介	同 森林育成班 技術主幹（班長）	
	菅原 真明	同 森林育成班 技術主査（副班長）	
	本田 ありさ	同 森林育成班 技師	

※ 委員は五十音順

○宮城県森林審議会規程

昭和二十六年九月十四日  
宮城県告示第四百九十四号

宮城県森林審議会規程を次のように定める。

宮城県森林審議会規程

第一条 宮城県森林審議会(以下「審議会」という。)の運営に関しては、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号。以下「法」という。)及び森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)に定めるものの外、この規程の定めるところによる。

第二条 審議会の委員(以下「委員」という。)に職務遂行上の支障があり又は、委員としてふさわしくない行為があつたときは、知事は、これを解任することができる。

第三条 審議会は、会長が必要の都度招集する。

第四条 会長は、会議の議長となり議事を処理する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決する。
- 4 可否同数のときは、議長の決するところによる。

第五条 審議会は、法第六十八条第三項の規定により関係行政庁に建議したときは、遅滞なくその旨を知事に報告しなければならない。

第六条 審議会は、必要があるとき、関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

第七条 審議会に、幹事及び書記若干人を置く。

- 2 幹事及び書記は、県の一般職の職員の中から知事が任命する。
- 3 幹事は、会長の指揮をうけて庶務を整理する。
- 4 書記は、上司の命をうけて庶務に従事する。

第八条 審議会に、森林保全部会及び森林保護部会を置く。

- 2 森林保全部会は、次に掲げる事項を調査審議する。
  - 一 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十条の二第一項の規定による許可に関すること。
  - 二 森林法第二十七条第三項の意見書に関すること。
  - 三 審議会が林地保全上特に必要と認めた事項
- 3 森林保護部会は、次に掲げる事項を調査審議する。
  - 一 森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第三条第一項第四号及び同条第二項の規定による命令、同法第五条第一項に規定する命令、同法第七条の三第一項に規定する都道府県防除実施基準の策定及び変更、同法第七条の五第一項に規定する高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の

区域の指定及び変更、同法第七条の六第一項に規定する樹種転換促進指針の策定及び変更並びに同法第七条の九第一項に規定する地区防除指針の策定及び変更に関すること。

二 審議会が森林保護上特に必要と認めた事項

- 4 部会長は、部会を開催したときは、速やかに、当該部会における調査審議の概要について報告書を作成し、議事録を添えて会長に提出しなければならない。
- 5 第三条、第四条及び第六条の規定は、部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(昭六三告示五四〇・追加、平一〇告示二三〇・一部改正)

第九条 審議会は、原則として公開とする。

(平九告示三二一・追加)

第十条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

(昭六三告示五四〇・追加、平九告示三二一・旧第九条繰下)

附 則

- 1 この規程は、告示の日から施行する。
- 2 宮城県林政審議会規程(昭和二十五年宮城県告示第四十五号)及び宮城県地方森林会議議事規則及び宮城地方森林会実施調査手続(明治三十二年宮城県告示第三十六号)は、廃止する。

附 則(昭和六三年告示第五四〇号)

この告示は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則(平成九年告示第三二一号)

この告示は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成一〇年告示第二三〇号)

この告示は、平成十年四月一日から施行する。

## 宮城県森林審議会森林保護部会の概要

### 1 宮城県森林審議会森林保護部会の位置付け

- ・ 宮城県森林審議会は森林法第六十八条第1項に基づき設置が義務付けられており、森林保護部会については森林法施行令第七条第1項に基づき、所掌事務を分掌させるために設置している。
- ・ 森林法又は他の法令の規定によりその権限に属された事項を処理するほか、森林法の施行に関する重要事項について宮城県知事の諮問に応じて答申する、また、それらの事項について、関係行政庁に建議することができる。

### 2 宮城県森林審議会規定で定める森林保護部会で調査審議する事項

- ① 森林病虫害等防除法第3条第1項第4号及び同条第2項の規定による命令
- ② 同法第5条第1項に規定する命令
- ③ 同法第7条の3第1項に規定する都道府県防除実施基準の策定及び変更
- ④ 同法第7条の5第1項に規定する高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定及び変更
- ⑤ 同法第7条の6第1項に規定する樹種転換促進指針の策定及び変更
- ⑥ 同法第7条の9第1項に規定する地区防除指針の策定及び変更

(参考)

項目		概要	手続きの種類	当部会による調査審議	
				要	不要
森林病虫害等防除法第3条第1項第4号及び同条第2項の規定による命令 (農林水産大臣による駆除命令)		被害最先端地域に対する農林水産大臣からの駆除命令を受け実施する事業(搬出を伴う駆除、くん蒸による駆除、樹幹注入等)の対象地域を定めるもの。	区域の決定	○	
同法第5条第1項に規定する命令 (都道府県知事による駆除命令)		森林病虫害等を駆除し、又はそのまん延を防止するために、区域及び期間を定め、都道府県知事が防除を命令するもの。	区域の決定	○	
宮城県防除実施基準		ヘリコプターによる薬剤散布が実施可能な森林の区域や、実施の際の留意事項等を定めたもの。	策定または変更	○	
対策対象松林 (県指定)	高度公益機能森林の区域	保安林等の公益的機能の高い松林の区域を定めたもの。	区域の変更 上記うち、松林の消失に伴う区域の解除	○	○
	被害拡大防止森林の区域	高度公益機能森林の周辺にあり樹種転換を促進する区域を定めたもの。	区域の変更 上記うち、松林の消失に伴う区域の解除	○	○
樹種転換促進指針		樹種転換に係る施業に関する事項や、樹種転換の促進を図る上で森林組合等の果たす役割等を定めたもの。	策定または変更	○	
地区防除指針		市町村が行う自主防除措置の対象となる松林の基準に関する事項や、留意事項を定めたもの。	策定または変更	○	

○ 今回該当

## 審議事項に関する関係法令等（抜粋）

参考資料

### （１）宮城県防除実施基準の変更（案）について

<根拠法令>

<b>○ 森林病虫害等防除法第7条の3第1項</b>
都道府県知事は、（～略～）防除実施基準に従って、森林病虫害等の薬剤による防除の実施に関する基準（以下「都道府県防除実施基準」という。）を定め、又はこれを変更しなければならない。
<b>○ 森林病虫害等防除法第7条の3第3項</b>
都道府県知事は、都道府県防除実施基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

<根拠通知>

<b>○ 平成9年4月7日付け9林野造第103号 「森林病虫害等防除法第7条の2第1項の規定に基づく防除実施基準の運用に関する留意事項並びに都道府県防除実施基準の策定について」</b>
2（１） 事前に（～略～）必要な関係部局と連絡協議の上、関係行政機関、森林組合、利害関係者等を構成員とする連絡協議会の意見を聴いて都道府県防除実施基準案（変更案）を作成する。
2（３） 都道府県防除実施基準案（変更案）について都道府県森林審議会（部会）に諮問し、答申を得る。

### （２）令和4年度農林水産大臣命令の区域（案）について

<根拠法令>

<b>○ 宮城県森林審議会規程（抜粋）</b>
第8条 審議会に、森林保全部会及び森林保護部会を置く。 3 森林保護部会は、次に掲げる事項を調査審議する。 一 森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第3条第1項第4号（樹幹注入）及び同条第2項（特別伐倒駆除）の規定による命令、（～略～）に関すること。
<b>○ 宮城県松くい虫防除対策協議会設置要領（抜粋）</b>
（協議事項） 第4条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。 （１）～（４） 略 （５） その他松くい虫被害対策に必要な事項  ※ 上記の審議会審議事項について、宮城県松くい虫防除対策協議会設置要領第4条に基づき、「（５）その他松くい虫被害対策に必要な事項」の中で協議することとしている。

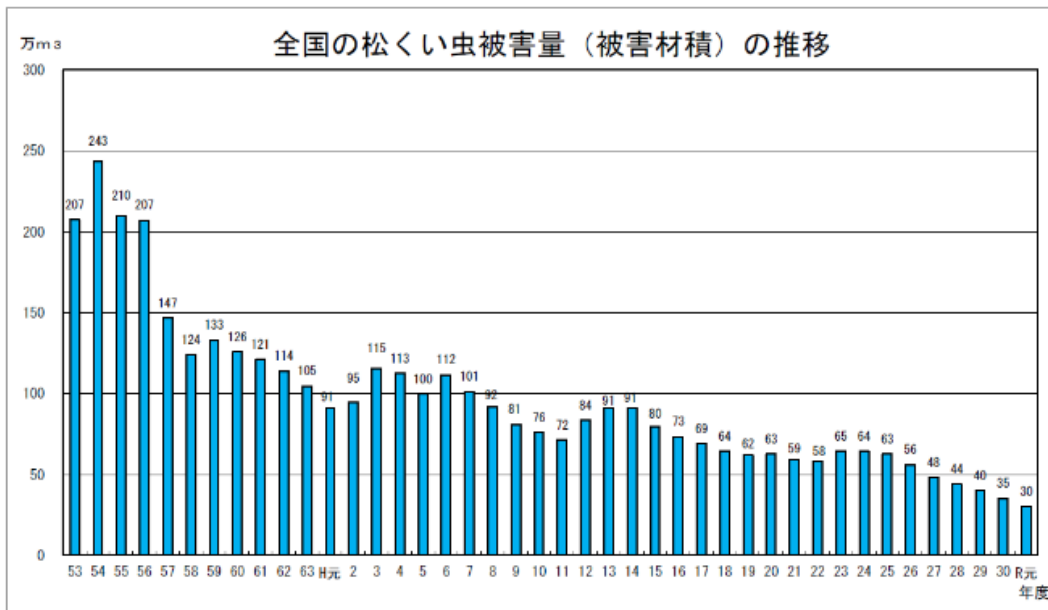
宮城県松くい虫被害の現状について

1 松くい虫被害量（私有林）

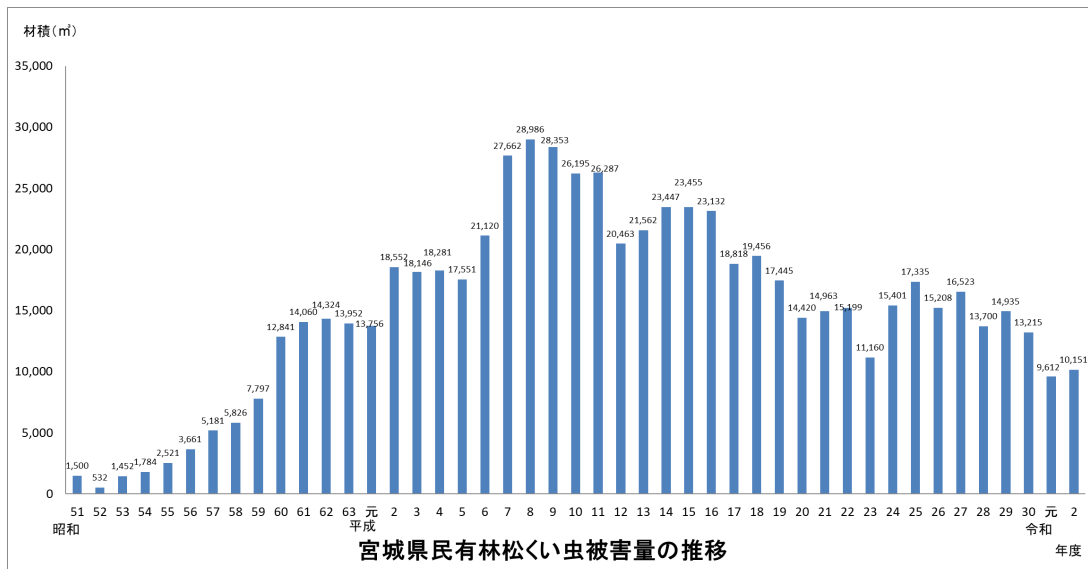
全国： R1 272.1 千m<sup>3</sup> → R2 268.0 千m<sup>3</sup>（前年比 98%）

宮城県： R1 9.6 千m<sup>3</sup> → R2 10.2 千m<sup>3</sup>（前年比 106%）

- ・昭和 50 年に石巻市で発生
- ・被害のピークは平成 8 年度の 28,986 m<sup>3</sup>
- ・令和 2 年度の被害量は 10,151 m<sup>3</sup>（前年度比 106%）
- ・特別名勝「松島」地域の R2 被害量は 3,990 m<sup>3</sup>と県内の被害の約 4 割



引用：林野庁資料(R2)



## 2 現在実施している取組

### ・伐倒駆除

適期：10～2月（遅れる場合羽化脱出前（6月）まで

当年度被害木を中心に駆除処理を実施し，マツノマダラカミキリの繁殖を防止。

くん蒸処理，破碎処理，へり搬出処理など実施。



### ・特別防除（空中散布）

適期：6月（羽化脱出前）

広範囲かつまとまったマツ林であり，周囲への散布の影響が少ない箇所を実施。

マツノマダラカミキリの食害を予防する。



### ・地上散布

適期：6月（羽化脱出前）

周囲への散布への影響があり，空中散布が困難なまとまったマツ林で実施。

マツノマダラカミキリの食害を予防する。



### ・樹幹注入

適期：11月～2月

薬剤の注入により確実に単木単位で予防する。

薬剤散布と比べてコストが高いため，実施箇所の精査が必要。



### ・生立木除去

被害拡大防止森林など感染源を取り除き，樹種転換を図る



### ・植栽

被害木処理をした跡地の景観再生のために実施する。

### ・被害材搬出・利用

特別名勝「松島」地域等，景観対策として，

過去にくん蒸処理した被害木を撤去する。





## 民有林における都道府県別松くい虫被害量（被害材積）の推移

（単位：千m<sup>3</sup>）

区分	年度	H28	H29	H30	R元	R2	対前年度比
北海道		—	—	—	—	—	—
青森県		0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	222%
岩手県		31.6	29.7	30.0	28.0	22.5	80%
宮城県		13.7	14.9	13.2	9.6	10.2	106%
秋田県		16.9	10.8	9.2	8.7	7.2	83%
山形県		26.5	19.9	17.7	15.2	12.5	82%
福島県		30.3	30.0	32.4	30.6	30.0	98%
茨城県		4.3	5.4	5.6	3.3	2.9	87%
栃木県		8.6	7.2	6.8	6.3	6.0	95%
群馬県		7.7	6.3	5.4	4.4	3.0	67%
埼玉県		0.1	0.0	—	—	0.0	皆増
千葉県		1.2	1.3	0.6	0.4	1.1	253%
東京都		0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	4758%
神奈川県		0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	70%
新潟県		7.0	3.7	2.9	4.1	3.0	73%
富山県		0.9	0.5	0.3	0.4	0.7	162%
石川県		5.3	4.3	3.6	4.0	4.8	121%
福井県		3.6	2.3	2.2	1.7	1.3	78%
山梨県		5.8	5.0	4.8	3.7	4.0	109%
長野県		73.1	74.0	72.0	70.4	64.0	91%
岐阜県		0.7	0.4	0.3	0.6	0.5	75%
静岡県		6.4	6.7	8.5	6.8	7.2	106%
愛知県		1.2	0.9	0.8	0.9	0.8	93%
三重県		2.2	2.1	2.1	0.8	0.3	38%
滋賀県		1.2	0.9	0.7	0.5	0.4	86%
京都府		9.5	14.0	8.6	5.1	3.0	59%
大阪府		0.9	0.8	0.5	0.5	0.5	100%
兵庫県		3.7	2.7	2.8	1.6	2.0	125%
奈良県		0.6	0.6	0.5	0.5	0.6	112%
和歌山県		0.3	0.4	0.5	0.8	1.4	174%
鳥取県		4.6	6.8	3.0	3.3	3.9	118%
島根県		11.2	9.8	8.1	2.9	2.9	100%
岡山県		3.8	3.4	3.0	4.2	4.1	98%
広島県		14.8	12.5	11.2	9.4	9.6	102%
山口県		20.0	18.8	17.6	14.1	14.0	99%
徳島県		0.2	0.3	0.3	0.2	0.3	145%
香川県		12.1	6.1	5.5	5.7	5.3	93%
愛媛県		4.5	3.9	3.5	3.0	3.0	100%
高知県		0.1	0.1	0.3	0.2	0.1	50%
福岡県		4.5	4.3	4.8	1.5	3.2	221%
佐賀県		0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	133%
長崎県		1.7	5.9	14.0	11.3	26.5	234%
熊本県		0.2	0.3	0.5	0.4	0.5	118%
大分県		0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	86%
宮崎県		2.8	1.3	0.7	0.8	0.9	113%
鹿児島県		52.9	45.1	16.8	4.8	2.0	41%
沖縄県		4.5	2.3	1.2	0.7	0.6	92%
合計		402.3	366.5	323.4	272.1	268.0	98%

- 注1 都道府県からの報告による。  
 2 都道府県ごとに小数点以下第二位を四捨五入した。  
 3 四捨五入により合計と一致しない場合がある。  
 4 林野庁所管以外の国有林含む。  
 5 被害の発生していないものを「—」、50m<sup>3</sup>未満の被害が発生しているものを「0.0」としている。

# 令和2年度宮城県民有林松くい虫被害量

単位：本，m<sup>3</sup>

事務所	市町村	令和元年度		令和2年度		前年比 (%)	事務所	市町村	令和元年度		令和2年度		前年比 (%)	
		本数	材積	本数	材積				本数	材積				
大河原	白石市	146	92	546	346	374	栗原	栗原市 (旧築館町)	98	76	154	72	94	
	角田市	110	74	216	97	130		栗原市 (旧若柳町)	5	1	3	2	141	
	蔵王町	16	18			皆減		栗原市 (旧栗駒町)					-	
	七ヶ宿町	17	14	8	7	47		栗原市 (旧高清水町)	14	26	18	28	108	
	大河原町	9	11	9	9	82		栗原市 (旧鶯沢町)					-	
	村田町	50	40	113	53	132		栗原市 (旧一迫町)	17	26	10	10	38	
	柴田町	71	95	76	54	57		栗原市 (旧瀬峰町)					-	
	川崎町	13	12	13	11	96		栗原市 (旧金成町)	7	13	2	2	12	
	丸森町	418	230	1,264	679	295		栗原市 (旧志波姫町)	12	2	59	13	541	
	計	850	587	2,245	1,255	214		栗原市 (旧花山村)			29	17	皆増	
仙台	仙台市	391	388	131	163	42	計	153	144	275	144	100		
	塩竈市	247	178	92	86	48	気仙沼	気仙沼市 (旧気仙沼市)	224	183	974	640	350	
	名取市	12	23	13	27	115		気仙沼市 (旧唐桑町)	481	449	205	200	45	
	多賀城市					-		気仙沼市 (旧本吉町)					-	
	岩沼市	104	72	75	66	91		南三陸町 (旧志津川町)	491	456	518	149	33	
	富谷市	15	20	16	18	89		南三陸町 (旧歌津町)			130	126	皆増	
	亘理町	104	77	109	82	106		計	1,196	1,088	1,827	1,116	103	
	山元町					-		登米	登米市 (旧迫町)	34	41	6	8	19
	松島町	1,394	1,433	1,073	1,201	84			登米市 (旧登米町)	23	18			皆減
	七ヶ浜町	864	612	610	653	107			登米市 (旧東和町)	208	133	136	113	85
利府町	494	622	494	539	87	登米市 (旧中田町)			38	31	34	36	117	
大和町	258	63	163	46	74	登米市 (旧豊里町)	28		9			皆減		
大郷町			42	13	皆増	登米市 (旧米山町)						-		
大衡村	214	191	26	24	13	登米市 (旧石越町)				13	12	皆増		
計	4,097	3,679	2,844	2,918	79	登米市 (旧南方町)	1		3			皆減		
北部	大崎市 (旧古川市)					-	登米市 (旧津山町)						-	
	大崎市 (旧松山町)	8	10			皆減	計		332	235	189	169	72	
	大崎市 (旧三本木町)					-	東部	石巻市 (旧石巻市)	1,504	908	2,945	1,377	152	
	大崎市 (旧鹿島台町)					-		石巻市 (旧河北町)	72	72			皆減	
	大崎市 (旧岩出山町)					-		石巻市 (旧雄勝町)			57	32	皆増	
	大崎市 (旧鳴子町)	10	15			皆減		石巻市 (旧河南町)	17	23	114	92	393	
	大崎市 (旧田尻町)					-		石巻市 (旧桃生町)			10	15	皆増	
	加美町					-		石巻市 (旧北上町)			6	4	皆増	
	色麻町	49	66			皆減		石巻市 (旧牡鹿町)	1,115	394	1,985	819	208	
	涌谷町					-		東松島市 (旧矢本町)					-	
	美里町 (旧小牛田)					-		東松島市 (旧鳴瀬町)	2,967	1,944	2,200	1,511	78	
	美里町 (旧南郷)					-		女川町	781	448	896	698	156	
	計	67	91	0	0	0		計	6,456	3,789	8,213	4,549	120	
	県合計									13,151	9,612	15,593	10,151	106

令和3年度松くい虫被害対策事業の一覧

作業種	県事業名	実施主体	補助率	対策対象松林				左以外森林	備考
				高度公益機能森林	地区保全森林	被害拡大防止森林	地区被害拡大防止森林		
伐倒駆除	森林病害虫等防除事業費補助金	県	国庫:1/2	○	○	×	×	×	・東部、仙台管内で実施し、県庁発注、事務所監督 ・伐倒処理は不可
	森林害虫駆除事業委託	県	国庫:10/10	○	○	×	×	×	・気仙沼地方振興事務所発注・監督 ・実施箇所は命令区域のみ ・伐倒処理は不可
	林業・木材産業成長化促進対策交付金	県	国庫:1/2	○	○	×	×	×	・仙台管内で実施し、県庁発注、事務所監督 ・伐倒処理は不可
	森林病害虫等防除(県単)	県	—	○	○	○	○	×	・国庫補助事業でできない処理、松林 ・伐倒処理も可
	森林育成事業(衛生伐)	県・市町村	国庫:1/2 県:1/5	○	○	×	×	×	・県実施分について上記補助事業と重複実施注意 ・高度公益機能森林及び地区保全森林で実施 ・伐倒処理も可
	市町村振興総合補助金(宮城の松林健全化事業)	市町村	県:1/2	×	×	○	○	○	・国庫補助の対象とならない松林 ・H30以降箇所付けを廃止(通常枠内で実施)
特別防除及び地上散布	森林病害虫等防除事業	県・市町村	国庫:1/2 県:1/4	○	○	×	×	×	・特別防除(空中散布)は市町村受託し、県庁で一括発注(監督は事務所) ・地上散布の一部は市町村受託し、仙台地方振興事務所発注・監督 ・特別防除は宮城県防除実施基準に定める
	森林病害虫等防除(県単)	県	—	○	○	×	×	×	・特別名勝以外の県所管松林
	市町村振興総合補助金(宮城の松林健全化事業)	市町村	県:1/2	○	○	×	×	○	・森林病害虫等防除事業の対象外となった箇所を実施 ・H30以降箇所付けを廃止(通常枠内で実施) ・高度公益機能森林、地区保全森林及び地域で重要な松で実施
樹幹注入	森林病害虫等防除事業	県・市町村	国庫:1/2 県:1/4	○	○	×	×	×	・前回実施した箇所を中心に必要最小限で実施
	森林害虫駆除事業委託	県	国庫:10/10	○	○	×	×	×	・気仙沼地方振興事務所発注・監督 ・実施箇所は命令区域のみ
	森林病害虫等防除(県単)	県	—	○	○	×	×	○	・森林病害虫等防除事業以外の県所管松林 ・地域で重要な松林で実施
	市町村振興総合補助金(宮城の松林健全化事業)	市町村	県:1/2	○	○	×	×	○	・森林病害虫等防除事業の対象外となった箇所を実施 ・H30以降箇所付けを廃止(通常枠内で実施) ・高度公益機能森林、地区保全森林及び地域で重要な松で実施
	マツ林景観保全事業	県	—	○	×	×	×	×	・地上散布を実施した箇所からの切り替え。
生立木除去	市町村振興総合補助金事業(宮城の松林健全化事業)	市町村	県:1/2	×	×	○	○	○	・マツ生立木の伐採・集積 ・被害拡大防止森林、地区被害拡大防止森林及び周囲松林への感染源の恐れとなる松林が対象
松くい虫被害材搬出・利用	温暖化防止森林づくり推進事業(マツ林景観保全事業)	市町村	県:定額(標準単価以内)	○	○	○	○	○	・過去に伐倒駆除(くん蒸等)により処理し、景観対策のため、搬出が必要な被害材が対象
植栽	市町村振興総合補助金(宮城の松林健全化事業)	市町村	県:1/2	○	○	×	×	○	・県管理地以外での抵抗性マツ植栽 ・高度公益機能森林、地区保全森林及び地域で重要な松で実施
	温暖化防止森林づくり推進事業(マツ林景観保全事業)	市町村	県:定額	○	○	×	×	×	・抵抗性マツ植栽に関する補助
	マツ林景観保全事業	県	—	○	○	×	×	×	・県管理地での抵抗性マツ植栽